

所得保障に関する意見

平成 20 年 10 月 22 日

社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会

理事長 副 島 宏 克

私たちは、知的障害のある人たちが地域生活を送るうえで、先ず、安心できる経済的環境を確保することが前提だと考えています。しかし、障害者自立支援法の施行に伴う定率負担や食費等の利用者負担の増大が、利用者やその家族の現実の生活に大きな影響を与えました。多くの地方自治体はいち早く独自の負担軽減策を講じ、国においても「特別対策」や「緊急措置」による対応がなされました。これらの様々な負担軽減措置は、特に、低所得の利用者に対する所得保障に何の手立ても講じずに、負担増のみを求めた結果といえます。

そこで、これまでの応能負担の視点からの負担軽減策を強化することはもちろんのこと、次の対応が緊要であると考えます。

- 地域で暮らす知的障害のある人たちの所得保障が甚だ不十分です。特に、多くを占める低所得の知的障害のある人たちは、日々の生活に不安を抱いています。障害者自立支援法の附則、国会の附帯決議を踏まえ、与党の障害者自立支援プロジェクトチーム報告書にあるとおり、障害基礎年金2級の金額を同1級並に、同1級は更に引き上げる必要があります。
- 地域のグループホーム・ケアホームやアパートで暮らす知的障害のある人たちにとって、特に家賃は大きな負担となっています。与党の障害者自立支援プロジェクトチーム報告書にある住宅手当の創設が必要です。
- 在宅の重度の障害者に対する所得保障の一部となっている特別障害者手当を、障害者支援施設利用者(入所施設利用者)との均衡を図る意味からも、対象となる在宅の障害者を拡大する必要があると考えます。